

9 福祉及び利益の保護の状況

1. 福祉の状況

(1) 安全衛生管理

① 健康診断等の実施状況（令和5年度）

区 分	受診者数 (件数)
定期健康診断	1,962
じん肺健康診断	7
電離放射線健康診断（年2回）	1
情報機器作業従事職員健康診断	293
頸肩腕障害及び手指健康診断	315
人間ドック（共済組合等実施）	192
受診率（定期健診＋人間ドック）	99.8%
産業医健康相談	85

② メンタルヘルス対策

「職員の心の健康づくり事業」としてストレスチェック、メンタルヘルス研修等を実施しています。

③ 安全・衛生委員会、中央安全衛生協議会の設置

職場における職員の安全と健康を確保するため、本庁、保健福祉センター等、クリーンセンター、上下水道局の計4か所に安全・衛生委員会を設置しています。

また、各安全・衛生委員会の総合調整機関として、中央安全衛生協議会を設置しています。

(2) 福利厚生事業

地方公務員法に基づく職員の福利厚生事業は、寝屋川市職員共済会において実施しています。

【 福利厚生事業の実施状況（令和5年度） 】

区 分	掛金・負担金率	事 業 概 要
寝屋川市 職員共済会	本人：給料月額×3.1/1000 市：福利厚生事業委託に係る一部について補助	○給付（人間ドック補助、スポーツ施設利用補助、介護用具購入補助、インフルエンザワクチン接種補助、退職・災害給付金等） ○生活資金の貸付 ○福利厚生事業委託

(3) 共済制度

地方公務員の共済組合制度は、社会保険制度の一環として、相互救済によって職員及びその家族の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とし、大阪府市町村職員共済組合が長期給付（年金）、短期給付（医療保険）、福祉事業を行っています。

(4) 公務災害補償

災害補償制度は、職員が公務上の災害または通勤による災害により生じた損害の補償と、被災職員の職場復帰の促進および職員・遺族の援護を図るために必要な事業を行うことを目的としています。

なお、災害の認定および補償は、地方公務員災害補償基金大阪府支部が行っています。

【 公務災害等件数（令和 5 年度） 】

公務災害	通勤災害	合 計
5	9	14

2. 利益の保護の状況（公平委員会の業務の状況）

(1) 勤務条件に関する措置の要求

勤務条件に関する措置の要求の制度は、職員から、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、適当な行政上の措置が執られるべきことの要求があった場合に、公平委員会は、当該事項を調査のうえ判定を行い、当該事項に関し権限を有する機関に対し勧告する等、事案の解決に当たるものです。（根拠法令：地方公務員法第46条ないし第48条、勤務条件に関する措置の要求に関する規則）

【 勤務条件に関する措置の要求（令和5年度） 】

該当なし

(2) 不利益処分についての審査請求

不利益処分についての審査請求制度は、職員から、その意に反して不利益処分（分限及び懲戒等）を受けたとして、審査請求があった場合に、公平委員会は、必要な審査を行い、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消す裁決を行うものです。（根拠法令：地方公務員法第49条ないし第51条の2、不利益処分についての審査請求に関する規則）

【 不利益処分についての審査請求（令和5年度） 】

該当なし

(3) 職員からの苦情相談の状況

職員からの苦情相談制度は、職員から、公平委員会に対し、苦情相談申出書により苦情相談があった場合に、公平委員会が任命した職員相談員が、苦情相談を行った職員（以下「相談者」という。）に対し、助言等を行うほか、当該相談者の所属する部局の長、その他の関係職員に対し、指導、斡旋、その他の必要な措置を行うものです。（根拠法令：地方公務員法第8条第2項第3号、寝屋川市職員からの苦情相談に関する規則）

【職員からの苦情相談（令和5年度）】

1件（継続）、1件（新規）